

会 議 録

会議の名称	令和3年度（2021年度）第2回国民健康保険運営協議会（書面会議）		
開催日時	令和4年（2022年）2月1日（火）※承認書の提出期日		
開催場所	—	公開の可否	書面会議のため公開なし
事務局	健康医療部 保険給付課	傍聴者数	—
公開しなかった理由			
出席者	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表：奥田幸子委員、辻由郎委員、半田益宏委員、宮野好司委員 ・保険医又は保険薬剤師代表：芦田康宏委員、飯尾雅彦委員、近藤篤委員、地寄剛史委員 ・公益代表：今井誠委員、角田明義委員、内藤義彦委員、山井真理子委員 ・被用者保険等保険者代表：大西福太郎委員、寺嶋隆男委員 	
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・健康医療部：松岡部長、小杉理事、田上次長兼健康政策課長、勝井保険長兼保険資格課長、鈴木保険収納課長 ・保険給付課：上野課長、岩瀬課長補佐、村山副主幹、石井企画係長、宮崎主査、千原 	
	その他		
議題	<ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度（2022年度）国民健康保険事業の運営に係る諮問について (2) 第2期「保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び第3期「特定健康診査等実施計画」の中間評価について (3) その他 		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和3年度（2021年度）第2回

豊中市国民健康保険運営協議会【書面会議】（議事概要）

日時：令和4年（2022年）2月1日（火）※承認書の提出期日

書面会議経過：令和4年1月25日 豊中市長より同協議会会長へ提出された諮問書の受理
令和4年1月26日 各委員からの第1回質疑書の提出期限
令和4年1月27日 第1回質疑書の取りまとめ結果を各委員に報告
(第1回での質疑が無かったため、当初予定していた
第2回目の質疑は行わず、議案の表決・採決に移行)
令和4年2月1日 各委員からの諮問案件に対する賛否を表明した承認書の
提出期限
同日に会長が承認書を取りまとめ、その採決の結果を各
委員に報告
(令和4年2月2日 同協議会会長より豊中市長に答申書の提出)

●令和4年度（2022年度）国民健康保険事業の運営に係る諮問について

件名：議案第1号 保険料の賦課限度額の変更について

議案第2号 令和4年度(2022年度)分の国民健康保険料の料率の特例について

議案第3号 第2期豊中市国民健康保険広域化への対応実施計画の一部変更について

【諮問書、議案書及び資料1参照】

【質疑応答】なし

【採決】諮問に基づく議案第1号、議案第2号及び議案第3号については、下記のとおり
全会一致により市長に対して了承する旨、答申することに決定した。

記

議案第1号	議案第2号	議案第3号
承認 13人	承認 13人	承認 13人
不承認 0人	不承認 0人	不承認 0人

●第2期「保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び第3期「特定健康診査等実施計画」の
中間評価について

【資料2参照】

【質疑応答】なし

●その他

令和3年11月24日開催の第1回国民健康保険運営協議会で委員から質疑のあった内容について、事務局より追加説明【別添資料を参照】

令和3年度第2回豊中市国民健康保険運営協議会（書面会議）

案件3 その他

豊中市健康医療部保険給付課長 上野 晴彦

令和3年11月24日の令和3年度第1回豊中市国民健康保険運営協議会において、次回の同協議会の場で説明を求められておりました質疑について、下記のとおり、回答いたします。

記

質 疑. 保険料率が統一される令和6年度において、各市町村の単年度収支は、どう調整されるのか？

回 答. 国民健康保険は、被用者保険と比べて年齢構成が高く、医療水準が高いことに加え、低所得者が多いという構造的な問題を抱えています。こうしたことから、平成30年度からは「大阪府で一つの国保」として広域化され、財政面では大阪府が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うこととなりました。市町村は大阪府に事業費納付金を納付し、保険給付に必要な費用は全額、大阪府から市町村へ交付されることとなり、これにより、予期せぬ医療費の増など財政リスクが軽減され、市町村国保運営の安定化が図られています。

令和6年度には、保険料率、減免基準等の統一に向けた激変緩和措置期間が終了しますが、大阪府及び府内市町村、それぞれが設置している特別会計は、存続します。今回の広域化については、収支状況が、黒字の市町村から赤字の市町村へ財源を補填するといった、各市町村の収支の均衡を図る制度ではありません。

なお、予期せぬ医療費の増による財政リスクは軽減されますが、保険料収入が見込みより少ない場合は、収支が赤字になる可能性があります。累積の収支状況が赤字となった市町村は、大阪府が設置する基金から借り入れることで充当し、2年後から順次返済することとなります。